

令和5年1月16日

関係各位

東京都立東大和療育センター
院長 柳瀬 治

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策について（改訂）

日頃から当センターの事業にご理解とご協力とを賜り、感謝いたします。

当センターにおける新型コロナウイルス感染症予防対策につきまして、基本方針を以下のように改めさせていただきます。

引き続き必要な方々への支援を着実に継続できますよう、感染防止対策を講じながら取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

1 すべての外来患者様、付き添いご家族等及び業者の方々へのお願い

- ・当センターは重症心身障害児・者など新型コロナウイルスに感染した場合に重症化リスクの高い方が利用しています。政府の方針とは異なりますが、新型コロナ陽性発症から10日間経過し、症状なければ受診可能です。濃厚接触者の場合、陽性者との最終接触日から8日目にて受診可能です。職場・通所・学校・保育園等休校の場合、受診はご遠慮ください。休校（自宅待機）解除後、症状なければ受診可能です。付き添いの方は、原則1人までとします。
- ・正面玄関での健康確認は継続いたします。聞き取りの期間は、7日間です。検温及び健康確認票へのご記入は、患者様や付き添いの方がご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- ・有症状者の方は、原則として入館をお断りしております。

2 外来診療

- ・一般外来は、入館時の検温及び健康確認で問題がなければ予約診療を実施いたしますが、電話診療を必要に応じて継続いたします。
- ・待合スペースで患者様同士が密集しないように、待合椅子の間隔を広げる等の対応を、継続して実施いたします。
- ・予約外の診療は、原則としてお受けすることができません。当センターへのかかりつけの患者様で特段の事情がある場合に限り、主治医または救急当番医の判断をもって平日日中の特定の時間帯に診療をいたします。
- ・歯科外来は、感染対策を実施しながら予約枠を調整し、診療を継続いたします。全身麻酔による歯科治療は段階的に再開しています。
- ・リハビリテーション（訓練）は、感染対策を実施しながら、通常どおり継続いたします。病棟への新型コロナウイルス感染症の持ち込みのリスクを下げるため、原則、当該療法士が外来担当の週は病棟での訓練は実施いたしません。

3 長期入所

- ・長期入所者への支援サービスは、現行どおりの継続を基本方針といたします。
- ・職員の人員確保が困難な場合は、業務内容の変更や縮小など、センターとしての対応を検討してまいります。
- ・ご利用者の日中におけるダイニング等での過ごし方および日中活動は、ご利用者間のソーシャルディスタンスを確保できるよう、引き続き工夫してまいります。

4 短期入所

- ・短期入所者は長期入所者と交わらないように個室または多床室（4床室または2床室×2部屋）を短期入所専用病室とし、段階的に受け入れを拡大してまいります。
- ・引き続き、入所前の健康確認の対象を同居のご家族までといたします。ご本人、同居のご家族等に発熱などの症状がある場合や、周囲での感染事例が確認された場合は、原則、入所をお断りさせていただきます。
- ・1か月以上の短期利用者は、新規長期利用者に準じることといたします。
- ・短期入所時健康確認の聞き取り期間は、7日間を継続いたします。
- ・短期入所中の通所利用は、引き続きご遠慮いただきます。

5 通所

- ・通所利用回数は、週3回を継続し、通所送迎バスの最大乗車定員を、1台あたり5名に拡大中。
- ・バスの窓を開けて、常時換気を行い、マスクを着用することができるご利用者には、マスクの着用をお願いしております。
- ・事業縮小を要する状況になった場合も、可能な限り通所サービスを継続できるよう体制を検討してまいります。

6 面会

- ・面会ホールでの対面面会を継続いたします。
- ・ビデオ面会も引き続きご利用いただけます。